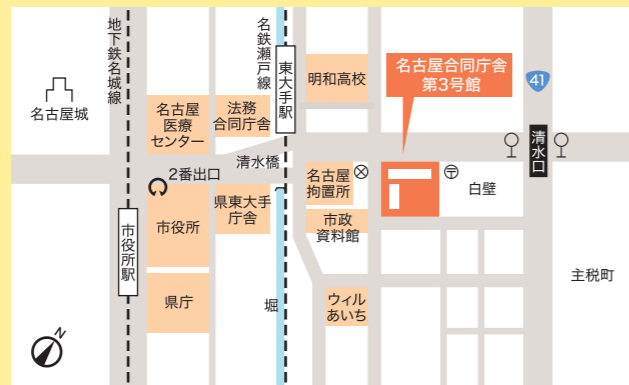


## 東海総合通信局

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第3号館



※令和4年度に「市役所」駅は「名古屋城」駅への変更が予定されています。

### ACCESS

#### < 電車でお越しの方 >

- 地下鉄名城線「市役所駅(2番出口)」より徒歩10分
- 名鉄瀬戸線「東大手駅」より徒歩5分

#### < バスでお越しの方 >

- 市バス(基幹2)/名鉄バスの「清水口バス停」より徒歩3分

#### < 車でお越しの方 >

- 名古屋高速都心環状線「東新町出口」より車で5分
- 国道41号線/県道215号線(出来町通)「清水口交差点」より西へ約300m

総務省東海総合通信局ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>



# 東海総合通信局

TOKAI BUREAU OF TELECOMMUNICATIONS



ICTにより  
安心・安全で  
豊かなくらしを  
支えます

# ICTで築く豊かな暮らし

電波は目で見ることはできませんが

ICT(情報通信技術)の進展とともに様々な分野で利活用され

いまの私たちの暮らしを支えています

東海総合通信局はICTで皆さんの暮らしを

安全で豊かにするお手伝いをしています

- ..... P5
- ..... P6
- ..... P7
- ..... P8
- ..... P9



1

デジタル社会  
実現のために

情報通信部の業務  
…P5

2

魅力ある放送サービス  
普及促進のために

放送部の業務  
…P6

3

限りある電波の  
有効利用のために

無線通信部の業務  
…P7

4

電波の利用ルールを  
正しく守るために

電波監理部の業務  
…P8

5

防災基盤の整備・災害時の  
情報伝達のために

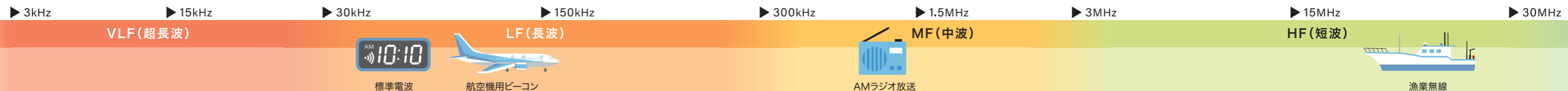
総務部の業務  
…P9

# 東海総合通信局の役割

全国11の地域ごとに総務省の地方支分部局である総合通信局  
(沖縄県は総合通信事務所)が設置されています。

東海総合通信局は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の4県を所管しており、  
地域の情報化の推進、無線局の許認可など電波の監督管理、電波の監視及び  
電気通信事業登録等、地域におけるICTとデジタル社会の構築に向けた施策を  
総合的に推進しています。

## 周波数ごとの主な利用例



# デジタル社会 実現のために



## MISSION

ICT(情報通信技術)はあらゆる社会・経済活動を支えるインフラとして、  
また、国民生活に不可欠なライフラインとして、重要な役割を担っています。東海総合通信局は、このような社会の  
様々な分野(農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティなど)におけるICTを活用した  
地域のデジタル化の推進やICT基盤の整備支援、電気通信サービス(電話やインターネット等)を行う事業者の監督、  
安心・安全なインターネット利用環境の整備を行っています。

### デジタル化の推進



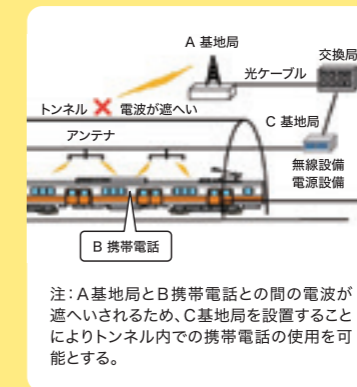
5Gによる建設機械遠隔操作の実験

地域の課題解決や企業活動の生産性向上等を実現するためのツールとしてIoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)、ビッグデータの活用が進む中、新たなICTインフラとして5G(第5世代移動通信システム)、ローカル5G※への期待が高まり、あらゆる分野での利活用が見込まれています。

東海総合通信局は、国、地方公共団体、大学、経済界・産業界等(24機関)と連携して、「東海地域デジタル化推進フォーラム」を令和3年1月に発足しました。主な活動として、セミナーやICTによる地域課題解決のためのマッチング会、デジタル化施策・予算所管省庁合同説明会を行っています。

### 地域のICT基盤整備を支援

新たなサービス創出や企業の生産性向上等が期待される5GやIoT等の高度無線環境を支える光ファイバ網の整備支援、地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)における携帯電話の不感解消、鉄道・道路トンネルや医療施設における携帯電話の不感対策の整備支援を行っています。



電波遮へい対策事業

注: A基地局とB携帯電話との間の電波が遮へいされるため、C基地局を設置することによりトンネル内での携帯電話の使用を可能とする。

### 電気通信事業の監理監督と通信サービスの利用環境整備

電気通信サービス(電話やインターネット等)を利用者へ円滑に提供するために事業者の監督を行っています。  
また、年々増大するサイバーセキュリティ上の脅威への対策を、地域の産官学で協業しながら取組んでいるほか、小中高生のネットリテラシー向上を目的とした講座(e-ネットキャラバン)を行っています。



e-ネットキャラバン講座の様子

※ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムです。



# 2

## 魅力ある放送サービス 普及促進のために



### MISSION

ラジオ・テレビ、ケーブルテレビからの放送は、必要な情報を瞬時に伝達できる公共性の高いインフラです。東海総合通信局は、これらの放送を行う放送局等の免許、許可、登録、検査等を行っています。また、テレビ・ラジオの受信障害の対応や難視聴解消のための支援、4K・8K放送といった魅力ある放送サービスの普及促進にも取り組んでいます。

#### テレビ・ラジオ 放送局等の免許

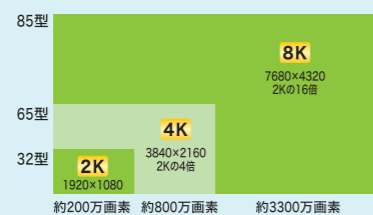
地上デジタル放送、AMラジオ放送、FMラジオ放送、コミュニティFM放送（一つの市町村の一部区域において地域に密着した情報を提供するFMラジオ放送）、エリア放送（ワンセグ携帯等に向けたエリア限定の放送サービス）を行う放送局の免許、許可、検査等を行っています。また、住民からのテレビ・ラジオの受信障害の相談にも応じています。



受信環境クリーン図案  
コンクール優秀作品

#### 放送の受信環境の整備促進と 新たな放送の普及に向けて

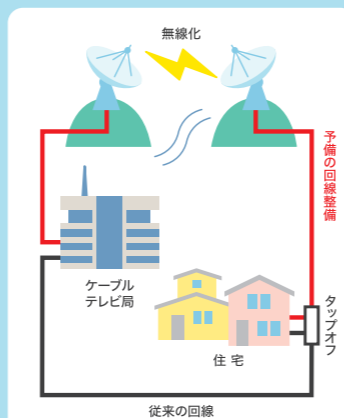
平時に限らず災害時においても迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、放送事業者が整備する放送ネットワークやテレビ・ラジオの難視聴エリアを解消するための放送局の整備を支援しています。また、新たな放送サービスを普及させるため、現行ハイビジョンを超える超高画質を実現する次世代の映像規格である4K・8K放送（ハイビジョンの4倍、16倍の画素数で高精細、立体感、臨場感のある映像放送）の円滑な普及に向け、周知・啓発や受信環境の整備に取り組んでいます。



4K・8Kの画面サイズ例

#### ケーブルテレビの 高度化等の推進

多チャンネル放送に加え、地域に密着した情報や防災・災害情報等を届けるケーブルテレビの事業者の登録などを行っています。また、災害時にケーブルテレビから被災情報や避難情報を住民へ確実に提供できるよう、予備回線の整備支援を行っているほか、4K・8K放送の視聴環境の整備等のため、ケーブルテレビ網の光回線への張り替え支援なども行っています。



地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

# 3

## 限りある電波の 有効利用のために



### MISSION

携帯電話やラジオ・テレビ放送、Wi-Fi、非接触ICカード、ETCなど電波を利用した機器が私たちのくらしのなかで様々な形で浸透しています。電波は限りある大切な資源であり、効率よく誰もが安心して利用できるよう、電波法に基づき「周波数の割当\*」、「無線局の許認可」、「無線従事者資格の免許」、「高層建築物等による電波伝搬障害の防止」などの業務を行っています。

※電波は、同じ周波数や隣接した周波数を使用すると混信して使用できないため、無線局の目的や用途ごとに周波数を割り当てています。(4ページから9ページの「周波数ごとの主な利用例」を参照)

#### 無線局の免許等と 電波利用の促進

無線局は、船舶、航空、鉄道、警察、消防など人命・安全にかかわる分野をはじめ、タクシーや運送事業のような一般業務など様々な用途や場所で利用されています。東海総合通信局は、このような無線局に対して免許等の許認可を行うとともに、地域の電波の利用ニーズに応えるため、用途や目的に応じた電波の利用方法を定めた地域の周波数利用計画を策定しています。



各種無線通信用鉄塔

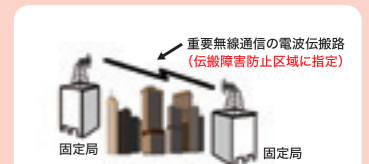
#### 無線従事者に 関する業務

無線局を運用するには、無線設備の周波数や送信出力などに応じた「無線従事者」の資格が必要です。東海総合通信局は、無線従事者の資格の免許に関する業務や無線従事者を養成する学校の認定を行っています。

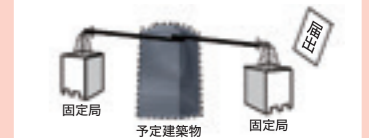


#### 高層建築物等の電波 伝搬障害防止区域の相談

人命、財産に関わるような重要な無線通信が高層建築物等の建築によって遮断されるのを未然に防ぐため、電波法で電波伝搬障害防止の規定が定められています。東海総合通信局は、重要無線の回線保護のため電波伝搬障害防止区域の指定、高層建築物等の伝搬障害防止区域の相談、高層建築物等に係る届出に関する業務を行っています。

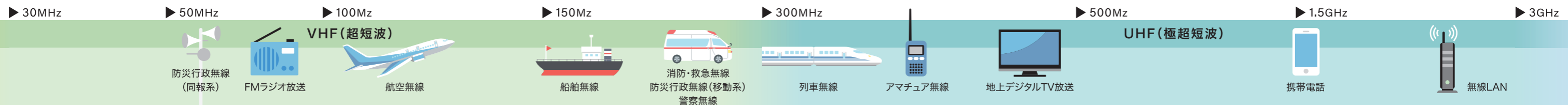


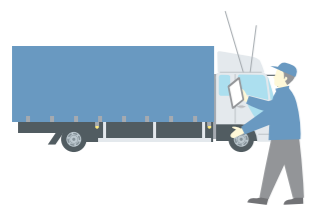
電波伝搬障害防止区域において、高層建築物等を建築しようとするときは、総務大臣に届出が必要です。



障害のおそれありと判定された場合は、免許人及び建築主が協議し、必要な対策を実施します。

電波伝搬障害防止制度





4

## 電波の利用ルールを正しく守るために

MISSION



電波は、私たちのくらしの様々な場面で利用されていますが、ルールを守って利用しなければ他の無線通信に混信や妨害を与えてしまいます。東海総合通信局は、電波の利用秩序維持のため、日々、電波監視を実施し違法な無線に対する指導や不法電波による障害対応などを行っています。

また、地域住民に対して、電波の安全性に関する説明会や医療機関における電波の安全利用に関するセミナーを開催しています。

### 重要無線通信妨害と不法・違法無線局対策

消防・救急無線、航空・船舶無線、携帯電話などに混信があった場合、人命、財産にかかわることがあります。これら重要無線通信妨害等を未然に防ぐため、東海総合通信局では、日々、電波監視を行っています。また、国際会議や重要なイベントでは、会場周辺の電波監視体制を強化しています。無線局の運用方法の適正化のため、電波規正用無線局\*の運用のほか、不法市民ラジオ(不法CB)や外国規格の無線機器の使用に係る警告もしています。



電波監視職員による電波探査の様子

### 安心・安全な電波利用

だれもが電波を正しく理解し、安心して安全に電波を利用することができるよう、電波が生体に及ぼす影響や安全性をテーマとした説明会を開催しています。また、医療機関では電波を利用する機会が増大していることから、安全な医療サービスの提供のため、学識者による電波の安全性の解説や最新の研究動向を紹介するなど、医療従事者等を対象にセミナーを開催しています。



電波の安全利用に関するセミナー

### 適正な利用環境の確保

電波法違反の未然防止と電波利用環境の保護を目的として、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定めています。これらの期間を中心に、電車内の中吊り広告、デジタルサイネージ広告、ラジオCM、ポスターの掲示を行うなど、広く一般の方に対して電波の利用ルールの周知啓発を行っています。

**STOP THE 不法電波!**



デンパ君

### 電波監視システム

不法・違法無線局の一掃に向けて、電波監視システム(DEURAS)により、日々、電波監視を行っています。同システムは各地に設置されたセンサ局を、名古屋市のセンタ局から遠隔操作することにより、各センサ局で受信した電波をモニターしたり、電波発射源の方位を測定することができます。



電波監視システム(DEURAS)による電波監視

▶ 3GHz



5Gスマートフォン

▶ 5GHz



無線LAN

SHF(マイクロ波)

▶ 10GHz



気象レーダー



BS放送

▶ 20GHz

▶ 30GHz



ミリ波レーダー

▶ 100GHz

EHF(ミリ波)



電波天文

5

## 防災基盤の整備・災害時の情報伝達のために

MISSION



地震や火災、風水害等の非常災害時において、地域住民の人命・財産などを守るには「情報通信の確保」が重要です。東海総合通信局は、防災基盤の整備支援や災害時には総務省・災害時テレコム支援チーム\*をいち早く被災地域に派遣し、

通信事業者や関係省庁との調整とともに、移動電源車、衛星携帯電話等の移動通信機器などの無償貸与により「情報通信の確保」の支援をしています。

\*総務省・災害時テレコム支援チームとは、情報通信分野における被災現場のニーズをふまえたきめ細かな連絡・調整等を通じ、情報通信手段の確保に向けた災害対応の支援を行う組織です。

### 防災基盤の整備を支援

防災等に資するWi-Fi環境の整備、防災行政無線のデジタル化による高度化、放送ネットワーク整備を支援しています。さらに、災害時における避難情報やライフライン事業者の被災・復旧情報などをテレビ・ラジオなどのメディアを通して情報を発信するLアラート(災害時情報共有システム)\*の普及に取り組んでいます。



放送局等の停電対策や予備設備の整備など耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助します。

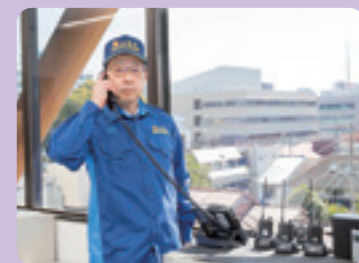
地上基幹放送等に対する支援事業

\*Lアラートとは、災害発生時に、地方公共団体やライフライン事業者等が、テレビ・ラジオ、スマートフォンのアプリケーションをとって地域住民に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤です。

### 災害時に必要な移動通信機器等の貸出

#### 通信の確保支援 「移動通信機器」

地方公共団体及び災害復旧関係者からの要請に応じて、災害対策用移動通信機器を無償貸与し、速やかに被災地へ搬送します。



衛星携帯電話(移動通信機器)を使用した訓練の様子

#### 電源供給支援 「移動電源車」

災害の発生により重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合等、電気通信事業者、放送事業者、地方公共団体から要請がある場合に貸与し、速やかに被災地に搬送します。



当局が貸与する移動電源車

#### 住民への情報伝達支援 「臨時災害放送局用機器」

地方公共団体等が住民への情報伝達手段として、臨時かつ一時の目的のために開設することのできるFMラジオ放送局です。災害時、地方公共団体等からの要請を受けて貸し出します。地域ごとのきめ細かい災害情報を提供することにより、被害の軽減や被災者の生活支援に役立てることができます。

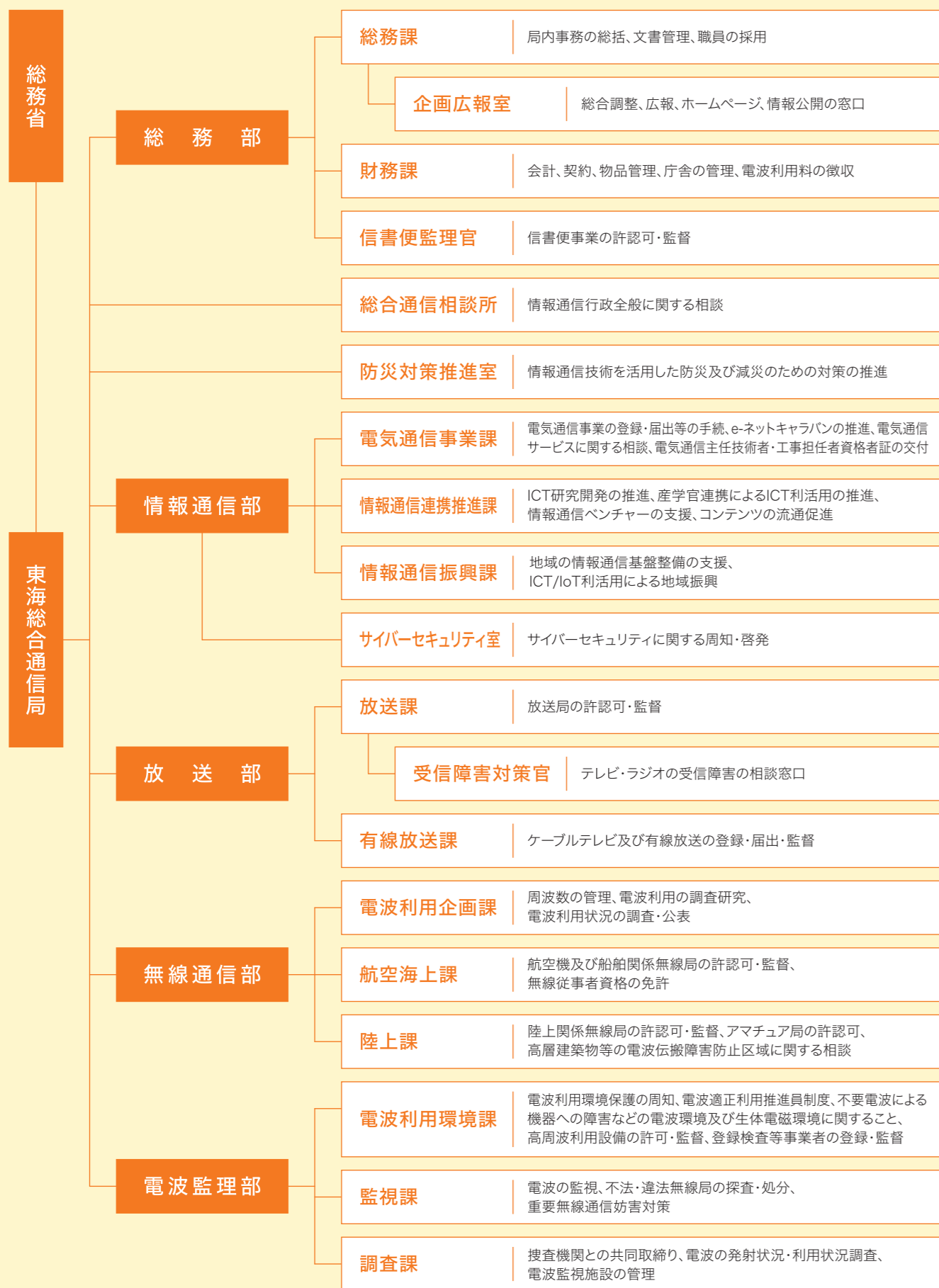


臨時災害放送局用機器を使用した防災訓練の様子

▶ 300GHz



# 組織図



# 相談窓口

ご相談内容	担当部署	電話番号
情報通信行政全般に関する相談	総合通信相談所	052-971-9104
電気通信サービスに関する相談	電気通信事業課	052-971-9133
電気通信事業、電気通信資格に関すること	電気通信事業課	052-971-9403
情報通信基盤整備、ICT/IoT利活用に関すること	情報通信振興課	052-971-9404
テレビ・ラジオの受信障害に関する相談	放送課	052-971-9648
無線従事者免許証に関すること	航空海上課	052-971-9186
アマチュア局の免許に関すること	陸上課	052-971-9622
高層建築物の建築に伴う電波伝搬障害に関すること	陸上課	052-971-9621
高周波利用設備に関すること	電波利用環境課	052-971-9617
不要電波による機器への障害などの電波環境、生体電磁環境に関すること	電波利用環境課	052-971-9107
無線局への混信妨害に関すること	監視課	052-971-9471
捜査機関との共同取締りに関すること	調査課	052-971-9129
情報公開の窓口	企画広報室	052-971-9624
広報・ホームページに関すること	企画広報室	052-971-9187
電波利用料に関すること	財務課	052-971-9142
信書便事業に関すること	信書便監理官	052-971-9115
災害対策用機器(無線機器、電源車)の貸与	防災対策推進室	052-971-9112
職員の採用に関すること	総務課	052-971-9106
局の総合窓口	総務課	052-971-9105



※「デンパ君」は、電波利用環境保護活動の統一キャラクターです。